

和光市コミュニティ協議会コミュニティ啓発器材貸出規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和光市コミュニティ協議会の物品のうち、コミュニティ活動の援助、助長を図るための器材の貸出について必要な事項を定めるものとする。

(貸出器材)

第2条 貸出器材は、別表1のとおりとする。

(貸出対象者)

第3条 貸出を受けることができる者は、コミュニティの啓発、学習の目的で器材を使用するもので、原則として市内に住所を有する個人又は団体とする。

(貸出期間)

第4条 貸出の期間は、その事業を実施する上で必要な期間とし、1週間以内とする。ただし、特に理由があると認めた場合は、さらに必要な日数の延長を認めることができる。

(使用料)

第5条 貸出器材の利用による使用料は、無料とする。

(貸出申請)

第6条 器材の貸出しを受けようとする者は、備品貸出申請書を和光市コミュニティ協議会に提出するものとする。利用日の属する月の6月前の利用日と同じ日付の日（同じ日付の日がない場合は、利用日の属する月の5月前の月の1日）より申請を受け付けるものとする。

2 前項の場合において、申請受付の開始日が和光市コミュニティ協議会事務局の休業日に当たるときは、当該日以降の直近の休業日でない日を申請開始日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、和光市コミュニティ協議会会長が特別の事情があると認めるときは、前2項に規定する期間以外の期間に申請を受け付けることができる。

(貸出許可)

第7条 申込の受付をした者は、記入事項を確認し、適当と認めたときは、貸出をするものとし、様式第2号のコミュニティ啓発器材貸出許可書(以下「許可書」という。)を発行する。

2 貸出を受けた者(以下「借受者」という。)は、器材の借受及び返却をするときに、許可書を提示し、受付者は当該器材と許可書を照合し、器材のき損の有無等を確認したうえで受け渡しをするものとする。

(借受者の注意義務等)

第8条 借受者は、貸出を受けた器材を、善良な管理者の注意義務をもって管理し、原状回復して返却しなければならない。

2 借受者は、貸出を受けた器材を転貸してはならない。

- 3 借受者の責により器材の紛失、き損等があったときは、借受者は、その損害を賠償するものとする。

(貸出事務等の委任)

第9条 市民活動推進課（当協議会事務局）に器材の管理を依頼し、貸出しの用に供することができる。

- 2 前項において管理することとなった器材の貸出等については、市民活動推進課（当協議会事務局）は、第3条から第7条までに定めるところによるほか、次に定めるところにより事務を処理するものとする。

- (1) 様式第3号の器材管理台帳を作成し、備えておくこと。
- (2) き損等により使用できなくなった器材の廃棄及び第7条第3項の損害賠償について和光市コミュニティ協議会会長に協議すること。

附 則

- 1 この規則は、昭和63年4月19日から適用する。
- 2 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。